

## 資源リサイクルをめぐる経済原理と政策原理

寺 西 俊 一

### 一 はじめに

今から一〇年ほど前に遡るが、わが国の経済企画庁国民生活局は、通産省、厚生省、自治省、環境庁、科学技術社会システムに関する調査」を実施し、『資源リサイクル社会 その課題と展望』(経済企画庁国民生活政策課編、一九七六年一〇月)と題する注目すべき報告書をまとめている。

同報告書は、「資源、環境の制約や安定成長経済への移行等の条件変化の下において、『資源リサイクル問題』は長期的にみて新しい国民的な課題となってきた」(はじめに)との認識に立って、当時におけるわが国経済社

会の資源リサイクルをめぐる現状分析を行い、さらにそれを踏まえて、一層の資源リサイクル化を推進していく上での具体的な政策的諸課題について検討したものであった。

ところで、前記のような資源リサイクル化の政策的推進をめざす調査研究がわが国でも本格的に実施されるようになった背景には、周知のように、かつての第一次石油危機(一九七三年秋)を契機とする海外処女資源の価格高騰化という時代状況があった。膨大な原材料資源やエネルギー資源のほとんどを海外からの安価な輸入に依存することによって発展してきた戦後のわが国における資源多消費型経済構造を省資源化・省エネルギー化に向けて転換させる経済的必要性に直面したことが、わが国

での資源リサイクル化推進の政策的重要性を高めたのである。つまり戦後のわが国では、資源リサイクル化の政策的推進という課題は、資源制約を解決するための一つの対応手段として、とくに一九七〇年代後半に新たな脚光を浴びることになったといつてよい。もちろんそれだけがすべてであったというわけではない。他方では、各種の「廃棄物」処理問題と係わった環境問題からの制約とそれに対応した諸規制の強化も、資源リサイクル化のもつ意義を改めて社会的にクローズアップさせる重要な役割を果たした。

いずれにせよ、わが国では一九七〇年代後半以降、資源リサイクル化は、従前との対比でいえば様々な形で現実的にも一定の前進をみせている。たとえば、従来から散乱性ごみの一つとして問題となってきた空き缶の再資源化率をアルミニウム缶についてみれば、一九七七年には一七・二%であったものが、一九八〇年には三〇・一%、一九八五年には四〇・六%まで高まっている（オールアルミニウム回収協会調べ）。また、最近の一年間に、各種の資源リサイクル事業に取り組む地方自治体が全国的に数多く見られるようになってきたことも

注目されよう。廃棄物資源化研究会『全国自治体におけるごみの資源化の実施状況および流通に関する調査報告書』（一九八一年）によれば、一九八〇年九月現在で、なんらかの形で資源回収を実施している自治体は、全国六四七市のうち三二八市で、五一%となり、過半数を越えた。さらには、一般市民レベルでも、資源リサイクルへの関心と運動がこの間にかつてなく高まってきたことも特筆すべき点である。たとえば、植田和弘「資源リサイクルの原理」（『公害研究』一九八一年一〇月号）に紹介されている「関西リサイクル運動市民の会」の例では、一九七七年一月一日にわずか二八名の会員で発足したものが、一年後には二、〇〇九名、四年後には一万九、五〇〇名にまで、会員が急増したという。

以上のように、わが国では、一九七〇年代後半からの一〇年の間に資源リサイクル化を推進させる気運が各方面で大いに高まったと評価してよからう。

ところが、一九八〇年代後半に入ってから、そうしたわが国での資源リサイクル化への気運の高まりと様々な政策努力の積み上げが、一挙に根底からつき崩されていくという深刻な事態が新たに進行し始めている。周知の

ように、一九八五年九月のいわゆるG5（五カ国蔵相・中央銀行総裁会議）以降、きわめて急ピッチで進行してきた円高局面が、わが国の資源リサイクルをめぐる状況にまさに衝撃的ともいえる重大な影響を与え始めたからである。改めていうまでもなく、この間の急激な円高局面の進行は、わが国における各種の資源リサイクル事業の経済的成立条件（より正確に言えば市場経済的成立条件）を大幅に狭める方向に作用している。そのため、たとえば昨年秋季の『日本経済新聞』に掲載された「危機に立つ資源リサイクル（上）（中）（下）」（一九八六年八月一三日～一五日付）や「資源リサイクル、円高で青息吐息」（同年一〇月六日付）などの記事でも具体的に報じられているように、今やわが国における各種の資源リサイクル事業はきわめて厳しい存亡の岐路に立たされているといつてよい。

以下、この小論では、以上に述べたようなわが国の資源リサイクルをめぐる最近の動向を念頭におきながら、今日の時点で改めて再確立が求められている資源リサイクル政策の諸課題を明らかにするための基礎作業として、いわゆる資源リサイクルの意義とその原理に関する理論

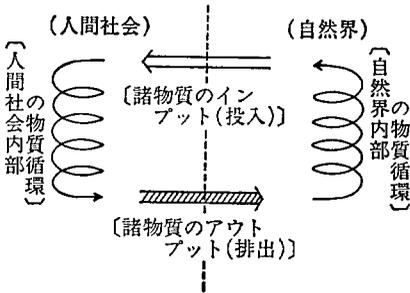
的検討を中心に若干の考察を行っておくこととしたい。

## 二 資源リサイクルの意味とその捉え方

資源リサイクル政策の確立をはかるためには、当然のことながら、それがめざすべき資源リサイクルとは何かが明確でなければならぬ。そこでまず本節では、とりあえず、前出の植田和弘「資源リサイクルの原理」のなかで与えられている定義を出発点にして、そもそも現代の経済社会においてめざされるべき資源リサイクルとは一体何かについて、改めて考えてみることにしよう。

さて、植田氏は次のように述べている。すなわち、「資源リサイクルとは、狭義には人間の生存活動の中から排出される廃棄物のうち有価な廃棄物を回収して再利用するサイクルを意味するが、広義には利用価値の少ない廃棄物を適正に最終処分し環境汚染を抑えるサイクルを含むものである」（『公害研究』前出号、二ページ）、と。これは、すでに言及した経済企画庁国民生活政策課編の報告書『資源リサイクル社会』での定義を基本的に踏襲し、それを狭義と広義という二重の観点から捉え直したものであり、それ自体としてはとくに異論のない定義といっ

図1 「人間・自然の物質代謝」と  
そこでの物質循環



てよい。そこで以下われわれも、この植田氏の定義にならって、「狭義の資源リサイクル」と「広義の資源リサイクル」の区別という問題を念頭に置き、それぞれの意味ならびに両者の関連についてさらに若干の考察を加えてみることにしよう。

まず図1は、筆者が以前の論文（『現代廃棄物問題の経済学序論——基礎的検討を中心として——』、『一橋論叢』一九八四年八月号）のなかで示した「人間・自然の

物質代謝」過程とそこでの物質循環の流れに関する概念図である。いま仮りに同図を用いて説明するならば、「狭義の資源リサイクル」、「広義の資源リサイクル」というのは、それぞれ次のようなことを意味するものといつてよからう。すなわち、前者の「狭義の資源リサイクル」とは、人間社会内部の物質循環のあり方と係わるものであり、その目的とするところは、要するに、人間社会における物質利用循環をより多重化ないし高次化することによって社会全体としての効率的資源利用を追求するということである。他方、それに対して、後者の「広義の資源リサイクル」とは、「人間・自然の物質代謝」全体のあり方と係わるものであり、それは、自然界内部の物質循環を無秩序に破壊・攪乱させることのない環境親和的資源利用を確立することを目的とするものである。ところで、仮りに以上のように「狭義の資源リサイクル」と「広義の資源リサイクル」のそれぞれの意味および目的を区別して捉えることができるとすれば、そこでただちに問われてくる問題は両者の関連である。というのは、前者の目的である効率的資源利用と後者の目的である環境親和的資源利用とが常に相両立するならばとり

たてて問題はないのだが、実際には必ずしもこの二つの目的が相両立しないということがまま起こりうるからである。効率的資源利用をあくまで追求しようとするれば環境親和的資源利用と矛盾したり、逆に環境親和的資源利用のためには効率的資源利用をある程度犠牲にせざるを得ない、といった問題に直面することがしばしば起こりうるのである。そしてその際に、われわれがめざすべき資源リサイクルとはそもそも何かという原点が、もう一度改めて問われてくることにならざるを得ない。

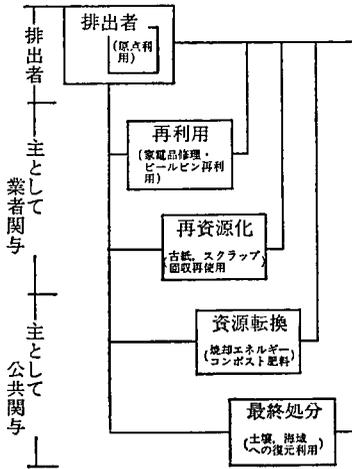
したがってわれわれは、前述の如く、「狭義の資源リサイクル」と「広義の資源リサイクル」のそれぞれの意味と区別を明確に捉えておくだけでは必ずしも十分ではなく、その上でさらに、両者の統一的把握のあり方についても明確化しておかなくてはならない。それは、いかえれば、現代の経済社会における資源リサイクル政策の究極的な本来の目的は一体何かを明確化しておくということに他ならない。管見のかぎりでは、これまでの各種の「資源リサイクル」論では、以上の点が必ずしも明確化されていないものが意外に多いように思われる。そこで、この小論では、われわれがめざすべき資源リ

サイクルを、さしあたり次のように捉えて、以下の議論をすすめていくことにしたい。すなわち現代の経済社会における資源リサイクルとは、究極的には環境親和的資源利用の確立を目的とした「人間・自然の物質代謝」の合理的制御をめざすものであり、あくまでこの目的に沿って人間社会の物質利用循環の多重化・高次化による効率的資源利用を実現しようとするものである、と。要するに、以下では、環境親和的資源利用を確立することを資源リサイクルの本来の第一義的目的として規定し、効率的資源利用はいわばそのための手段であるという位置づけに立って、両者の統一をはかるという捉え方を採用しておきたいということである。

### 三 資源リサイクルの構造とシステム

次に、前節で明らかにしたような資源リサイクルに関する基本的な捉え方を前提にして、その具体的な構造と全体としてのシステムについて明らかにしておこう。なお、この点では、前出の経済企画庁の報告書が非常的に確な整理(図2、参照)を示しているので、われわれもその整理を基本的に踏襲しておくことにする(ただし、用

図2 資源リサイクルの系路と機能



語法等の点では、若干の修正をほどこすことにしたい)。以下、図2をもとにして、いわゆる資源リサイクルの具体的な構造について簡単な説明を与えておけば、それは、次に述べるような五つの主要なリサイクル回路の組み合わせから成り立つものと考えられる。

まず第一は、「原点クローズド利用」の回路である。これは、何らかの形で排出されてくる不要物ないし老廃物をその外部への排出を抑えて、その排出原点のところ

でクローズド化する処理を行うものである。

第二は、「再利用(くり返し利用)」の回路である。これは、たとえば、今日のわが国でも実際的に広く実施されているように、空きビールビンが回収されて再び利用されるようなケース、あるいは自動車や種々の家庭電化製品の中古品がその固有の市場(中古市場)を媒介して再利用されるケース、さらには近年都市部で流行している古着等を中心とした「リサイクル・ショップ」のケースなどを念頭におけばよい。この回路がもつ意義は、要するに、多少の修理・補繕等をほどこせば(もちろんそうした必要のないケースもある)、使用価値的にはなお十分な利用可能性をもつ「不要品」などを社会的にリサイクルさせることによってその利用頻度を高め、その分だけそれらが最終的に廃棄物化する時点を「先おくり」させることにある。

つづいて第三は、「再資源化」の回路である。これは、たとえば、新聞・雑誌等の故紙を回収して製紙用原料として再生利用したり、あるいは鉄スクラップを回収して製鉄用資源として再生利用するといったケースにみるように、いわば同種の資源利用系列内でのリサイクル化である。

さらに第四は、「資源転換」の回路である。これは、前

記のような「再資源化」の回路との対比でいえば、いわば異種の資源利用系列への転換再利用とでもいうべきものである。その具体的事例を挙げれば、たとえば、今日では多くの自治体の清掃工場で実際に行われているように、各家庭から収集した廃棄物としての厨芥ゴミ類の一部をコンポスト肥料に転換して再利用したり、あるいはゴミ焼却によって発生する熱を暖房用エネルギー源や発電用エネルギー源として回収利用したりするケースなどがそれにあたる。

最後の第五は、『最終処分』の回路である。これは、改めていうまでもなく、もはや人間社会内部では利用価値のなくなった廃棄対象物を埋立てや海洋投棄など、何らかの形態で最終的に処分するという措置である。それは、言い替えれば、要するに『自然界への人為的還元』ということに他ならない。これは、すでに述べたような「狭義の資源リサイクル」という観点だけからすれば、そうした人間社会内部での物質利用循環から最終的に『脱落』してくる諸物質を何らかの形態で処分する行為に他ならないから、それを資源リサイクルの回路の一つに数えるのはいわば形容矛盾となってしまうが、「人間・

自然の物質代謝」全体のあり方と係わる「広義の資源リサイクル」という観点からすれば、やはり資源リサイクル回路の重要な一環として位置づけておくことが必要であろう。というよりむしろ、とりわけ今日においては、そうした位置づけを積極的に与えておくことの方がきわめて重要となっているといえよう。

さて、以上がいわゆる資源リサイクルの具体的な構造を形づくる主要な回路についての説明だが、以上のような構造を踏まえれば、いわゆる資源リサイクル政策の基本的な課題も、以下のように一歩具体化された形で設定されてくることになる。すなわちそれは、現代の経済社会の内部において、①『原点クローズド利用』、②『再利用(くり返し利用)』、③『再資源化』、④『資源転換』、⑤『最終処分』、という五つの回路をそれぞれどのように確立していくか、そしてさらに、それらを全体としてどのような形で有機的に組み合わせて、一つのシステムとしての資源リサイクル(資源リサイクルシステム)を構築していくか、という課題である。

以下、節を改めて、そうした課題をめぐる現代経済社会の経済原理とそれを踏まえた政策原理のあり方について

て、さらに考察をすすめることにしよう。

#### 四 資源リサイクルと資本主義企業の経済原理

改めて述べるまでもなく、人間社会の存続は何らかの形態での資源利用の上に成り立っている。そして、それぞれの時代の資源利用の形態には、それぞれの時代における経済システムのあり方に規定された支配的な資源利用形態というものが存在する。わが国をはじめとする今日の先進工業諸国の経済社会では、資本主義経済に固有の私利利潤原理にもとづく各種の企業活動のあり方によって、さまざまな資源利用の形態が基本的に規定されているといつてよい。

ところで、現代の資本主義企業による各種の資源利用のあり方は、必ずしも、社会的にみて合理的かつ効率的な資源利用をもたらすとはかぎらない。むしろさまざまな形で浪費的・収奪的資源利用を惹き起こす傾向がある。かつてそのことを『私利企業と社会的費用』(The Social Costs of Private Enterprise, 1950/篠原泰三訳、岩波書店、一九五九年)と題する著作のなかで克明に明らかにしたK・W・カップ(Karl William Kapp)教授

の研究にもとづけば、それは、現代の資本主義企業の経済活動が各種の資源利用においても「ばらばら私利コスト」の最小化を追求し、他方での「社会的コスト」についてはほとんど顧慮しないという行動原理の上に成り立っているからである(なお、「社会的コスト(Social Costs)」の概念とそれに関するカップの所説の意義と問題点などについては、拙稿「カップの『社会的費用』論をめぐる」『経済評論』一九七八年一月号、および「カップの社会的費用論に関する覚書」『一橋論叢』一九八一年一月号、さらに同一九八三年一〇月号、同一九八四年五月号に掲載された拙稿を参照されたい)。

そこで以下では、カップ教授が指摘したような現代の資本主義企業に特徴的な行動原理によって各種の資源利用形態が支配的に規定される場合、前節で明らかにしたような五つの資源リサイクル回路は、それぞれどのような条件のもとで成立しうるかを考えてみよう。

まず①の「原点クローズド利用」の回路についていえば、このリサイクル回路を独自に確立することは、ほとんどの場合、資源利用における資本主義企業の「私利コスト」をその分だけ増大させることにつながる。そのた

め、資源利用における「私的コスト」の最小化を追求する資本主義企業の経済原理のもとでは、このリサイクル回路が何らかの経済外的強制なしにおのずと確立されることはまずありえないといつてよい。したがって、何らかの理由（たとえば、とくに環境汚染防止上の理由など）からこのリサイクル回路の確立が社会的に強く要請されるような場合には、そのことを個々の資本主義企業に対して法律的に義務づけるか、または、それに伴う「私的コスト」増に対して応分の助成を行うなど、いずれにせよ何らかの公共的な政策措置を講ずることが不可欠とならざるを得ない。

次に、②「再利用（くり返し利用）」、③「再資源化」、④「資源転換」、の三つの回路についてはどうであろうか。

これらのリサイクル回路については、①と異なって、(i) それらの回路を確立することが、当該資本主義企業にとって、却って資源利用の「私的コスト」の節約につながるケースや、さらには(ii) それらのリサイクル回路を独自の社会的分業の一環として担うことが、資本主義企業の利潤活動対象としても十分経済的に成り立つ

ケースが存在しうる。それゆえ資本主義企業の経済原理のもとでも、それらの回路はそれなりに確立されてくる経済的可能性があるといえる。

ただしその場合、まず第一に、上記三つの回路のいずれか（またはそれらの組み合わせ）によってリサイクル化される対象素材としての「廃物」が大量にまとまって発生すること（「廃物」の大量性）に関する条件）、第二に、その際のリサイクル対象素材としての「廃物」の有用な属性が社会的に発見されていること（「廃物」の有用属性）に関する条件）、第三に、そうした「廃物」の有用属性を実際に活用する技術が存在すること（「廃物」のリサイクル技術）に関する条件）、さらに第四に、そうしてリサイクル化される物質に対する社会的需要がある程度潜在的に存在していること（リサイクル資源需要）に関する条件）、といった諸条件が満たされることがまず不可欠な前提である。

ところで資本主義企業の経済原理のもとでは、以上のような資源リサイクル成立のためのいわば一般的諸条件が満たされれば、おのずと②、③、④の資源リサイクル回路が確立されてくるかといえば、必ずしもそうで

はない。仮りに前記の一般的諸条件が完全に満たされている場合でも、さらにその上に、資本主義企業に固有の経済原理から要請される以下のような特殊条件が満たされなければ、②、③、④の資源リサイクル回路は経済的に成立しない。すなわち前述のケース (i) においては、 $RMC \leq NMC$  が満たされること、またケース (ii) においては、 $(RP - RC) \leq \pi$  が満たされることがさらに必要となる。(なお、 $RMC$  はリサイクル資源を利用する場合の単位あたりの「私的コスト」、 $NMC$  は当該リサイクル資源と代替的關係にある処女資源を利用する場合の単位あたりの「私的コスト」、 $RP$  はリサイクル資源に対する単位あたり需要価格、 $RC$  はリサイクル資源の単位あたり供給原価、 $\pi$  はリサイクル事業部門が資本主義的企業経営として成り立つための最低利潤率、をそれぞれ表わす。)

それゆえ結論的にいえば、②、③、④の資源リサイクル回路については、資本主義企業の経済原理のもとでもそれなりに経済的に成立しうる条件があるとはいえ、自由な経済原理の赴くままに任せる限り、それはあくまで、前出の  $RMC \leq NMC$  や  $(RP - RC) \leq \pi$  といった特

殊的条件が満たされる部面においてのみ局部的・跛行的に成立するにすぎないといってよい。したがって以上の点を踏まえれば、資源・環境保全上の見地や資源利用の社会的効率性の向上といった見地から社会的に要請される水準にまで資源リサイクル化を総合的に進展させるためには、②、③、④の資源リサイクル回路が成立するための諸条件をできるだけ拡大し、それらを体系的に整備する公共的政策のあり方がきわめて重要な意味をもってくるといえよう。

最後に⑤の「最終処分」の回路についてはどうであろうか。

結論から先にいえば、すでに①の回路について述べたことが、この回路についてもほぼ同じように当てはまる。すなわち資本主義企業の経済原理は、資源利用の「私的コスト」をできる限り最小化することを追求するため、この「最終処分」についても、何らの経済外的強制がなければ、もっぱら「安上がり」な形態（その極限は、「自然界への無造作な投棄」という形態である）が選択されるということにならざるを得ない。だがこの回路は、すでに前節でも述べたように、人間社会内部での物質利用

循環から個々に「脱落」してくる最終的な廃棄対象物質を何らかの形態で自然界へ人為的に還元するためのルートを意味しており、そこでは、単なる「処分コスト」の次元を越えて、「人間・自然の物質代謝」全体と係わった特別な公共的配慮が本来求められる。もちろんその際、最終的な廃棄対象物が自然界そのものに備わっている浄化・還元能力に比して量的にみても質的にみてもほとんどるに足りない程度であった時代には、そうした配慮がとりたてて問題とされるべき必要性はそれほど高くなかったといつてよからう。実際にもまた、そうした時代における「最終処分」は、仮りに最も「安あがり」な形態である「自然界への無造作な投棄」として行なわれても、そのことはごく限られた範囲内で一時的に問題化したにすぎない。しかしながら現代の経済社会では、もはやそういうわけにはいかない。今日においては、各種の廃棄対象物質の「最終処分」は、それらの諸物質の量および質の両面において、環境保全および安全管理上の見地からの特別な配慮にもとづいて行なわれるような何らかの社会的・公共的管理システムの確立が必要不可欠となっている。そして個々の資本主義企業に対しても、そ

うした管理システムに従った「最終処分」形態をとらせる政策的措置のあり方が厳しく問われる時代になっていくといわなければならない。

## 五 むすびに代えて

——わが国の資源リサイクル政策の諸課題

最後に、以上までの考察を踏まえて、わが国の資源リサイクル政策の諸課題について若干の問題提起を行ない、この小論全体のむすびに代えておきたい。

さて、すでに述べたところから明らかなように、現代の経済社会において資源リサイクルシステムを総合的な形で構築していく上では、公共政策としての資源リサイクル政策の果たすべき役割はきわめて大きい。その際、小論で示したような資源リサイクルについての基本的な捉え方に立脚するならば、いわゆる資源リサイクル政策は、「狭義の資源リサイクル」に対応する政策体系と「広義の資源リサイクル」に対応する政策体系とが一応区別された上で、さらにそれらの統一的総合化として確立されなければならない。

そこでまず最初に、前者、すなわち「狭義の資源リサイクル」に対応する政策課題について述べておけば、ここでは、すでに資源リサイクルの具体的構造として述べた②、③、④の三つの資源リサイクル回路(『再利用』、『再資源化』、『資源転換』の回路)の成立条件をできる限り整備し拡大するための政策体系を準備することが基本的な課題となる。そして、そうした点でいえば、以下のような政策措置の新たな整備ないし再確立をはかつていくことがとくに重要であるといえよう。

まず第一は、前記三つのリサイクル回路が一般的に成立しうるための四つの条件(①『廃物』の大量性、②『廃物』の有用属性、③『廃物』のリサイクル技術、④『リサイクル資源需要』の四つに関する条件)に照して、政策的配慮如何によっては十分に資源リサイクル化の可能性をもちながらも、安易に「廃棄物」化されるに任されているような諸物質がないかどうかを一定期間毎に総点検する制度ないしそれを実施しうる専門的研究調査機関などの設置をはかることである。これは、社会全体の資源利用に関して絶えず浪費的形態をチェックし、資源利用の社会的効率性を漸進的に高めていくためのシ

ステムとしてきわめて重要な意味をもつであろう。またそうしたシステムを有効に機能させるための前提として、各種「廃棄物」に関する総合的な情報データベースの確立をはかっていくことも今後の重要な課題となっている。

第二は、前記三つの資源リサイクル回路にのりにくい各種「廃棄物」が現状においてはますます増大していく傾向が高まっている事態に対して、何らかの有効な改善方策を確立することである。その際、今日多くの各種「廃棄物」が資源リサイクルの回路にのりにくいものとなっている主要な原因の一つが、そうした各種「廃棄物」の形状や素材の品質、さらにはその廃棄形態の具体的あり方等にあることを踏まえて、その点での事前の配慮・工夫をはかるという方策がとくに重要である。この点では、これからの資源利用のあり方として、予め資源リサイクル回路との係わりを考慮に入れた製品設計の工夫や種々の資源利用プロセスそのものの改善などを促すための技術的アセスメント制度の導入といった政策措置の具体化が今後はかられていく必要がある。

第三は、前記三つの資源リサイクル回路の市場経済的成立条件の安定化と係わる政策措置の整備・充実である。

これは、「再利用」や「再資源化」、「資源転換」といった回路と係わる各種の資源リサイクル事業を市場経済的ベースでも安定的に定着させていくための政策措置としてきわめて重要である。この点では、資源リサイクル事業推進のための各種の公共的助成制度がさらに工夫され、その内容の充実がはかられていく必要がある。なお、この点でとくに緊急を要する課題として、これまでのわが国でそれなりの努力のなかですでに定着化をみてきた資源リサイクル事業の多くが、この間のきわめて急激な円高局面の進行に伴う市場経済的成立条件の激激な変化によって、目下きわめて深刻な解体の危機に直面させられている事態に対して、早急な特別緊急対策の実施をはかることの重要性を指摘しておきたい。

最後に、後者、すなわち「広義の資源リサイクル」に対応する政策課題についてであるが、そこでの基本的な課題は、要するに、前述の三つの資源リサイクル回路にどうしてもおこなうことのできない各種「廃棄物」、さらにはそうした資源リサイクル回路からも最終的には「脱落」して行くことになる各種「廃棄物」に対して、社会的・公共的管理にもとづく適正な処理体制を確立するこ

とである。その場合、とくに重要な課題は「環境保全」と「安全管理」の確保であるが、そうした点では、以下のような原理にもとづいて、各種「廃棄物」の処理体制を政策的に整備・確立していくことが必要であろう。

まず第一は、とくに問題となるいわゆる「有害廃棄物」の処理についてである。この点では、「難分解性」（環境残留性）、「人体蓄積性」、「人体毒性」（急性毒性）のみならず「慢性毒性」を含むを有する諸物質を排出して行く資源利用プロセスに対して、すでに述べた「原点クローズド利用」の回路をきちんと確立させることを絶対的条件として要求することがとくに重要である。そのためには、そのことを義務づける法制的整備とその社会的監視システムの確立が強く求められる。ただし、実際上では、「原点クローズド利用」の回路をただちに確立することが技術的にみて困難なケースも多い。その際の政策対応として、問題となる物質そのものに対して、①製造・使用・輸入・販売の禁止、②利用範囲の限定、③代替物質への転換、などの諸措置を各々のレベルに応じて実施するということも合せて考えられなければならない。

第二は、それ以外の各種「廃棄物」の処理についてである。この場合には自然界に備っている浄化・還元能力を最大限に活かし、それとの調和に配慮した『最終処分』システムを社会的に確立することが強く求められているといえよう。

なお、この点でのより具体的な諸課題については、今日のわが国で実際に事業展開がすすめられている各地の「廃棄物最終処分場」をめぐる実態調査が踏まえられねばならないので、この小論では残念ながら十分にふれる

ことはできない。その点については他日を期すこととしたい。

(付記)

この小論は、昭和六一年度の文部省科学研究補助金(奨励研究(A))にもとづく調査研究成果の一部である。

なお末筆ながら、大学院時代を通じて、筆者の研究をつねに暖かく見守り励まして下さった故種瀬茂先生の学恩に謝意を表し、あわせて今は亡き先生のご冥福を心からお祈り申し上げておきたい。

(一橋大学助教授)